

土木事業委託積算基準 の 改定・追加・訂正

ページ

測量 調査 設計

改定 追加 訂正

適用年月日（平成28年6月1日以降適用）

調地積基
-4
(348)

別表第1

(1) 諸経費率標準値

現行

対 象 額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下	3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	
		A	b
率又は変数値	<u>52.0%</u>	<u>335.58</u>	<u>-0.135</u>
			<u>32.8%</u>

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経費率（単位：%）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費+間接調査費）

A、b：変数値

(注) 諸経費の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

調地積基
-4
(348)

別表第1

(1) 諸経費率標準値

改定

対 象 額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下	3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	
		A	b
率又は変数値	<u>57.2%</u>	<u>300.01</u>	<u>-0.12</u>
			<u>38.0%</u>

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経費率（単位：%）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費+間接調査費）

A、b：変数値

(注) 諸経費の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

別表第1

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12	38.0%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費）

A、b：変数値

（注）諸経費の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。

1-4 電子成果品作成費

(1) 地質調査業務（一般調査）

電子成果品作成費は次の計算式による。

$$\text{電子成果品費} = \text{直接調査費（電子成果品作成費を除く）} \times 0.016$$

ただし、上限を200千円とする。

(2) 地質調査業務（解析等調査）

設計編〔1〕設計業務委託積算基準 1-6 電子成果品作成費 (2) その他の設計業務（(1)以外）による。ただし、別途算出方法が示されている歩掛は除く。